

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 7 日

各都道府県選挙管理委員会事務局 } 御中  
各都道府県社会保障・税番号制度担当部局 }

内閣官房番号制度推進室  
内閣府大臣官房番号制度担当室  
総務省自治行政局選挙部管理課

マイナポータル「ぴったりサービス」による不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の受付の積極的な実施について

不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の受付については、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として「衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求」が掲げられたこと等を踏まえ、積極的な実施を御検討いただくようお願いしているところです。

これに関して、今般、不在者投票制度について、マイナポータルのオンライン申請サービスである「ぴったりサービス」を利用できるようになりましたので、下記のとおりお知らせします。

つきましては、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会事務局及び社会保障・税番号制度担当課に対しても、周知をお願いします。

## 記

- 1 「ぴったりサービス」を活用することで、選挙人は、同サービスにインターネット経由でアクセスし、次の機能を利用できるようになります（別添参照）。
  - (1) 不在者投票制度・不在者投票の投票用紙等の請求手続を検索すること（サービス検索機能）。
  - (2) 不在者投票の投票用紙等のオンライン請求を行うこと（電子申請機能）。国が整備した同サービスを活用することで、各地方公共団体において電子申請システムを整備していない場合でも、オンライン請求を実施できるようになります。

※ URL : <https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>

2 「ぴったりサービス」の活用にあたっては、各地方公共団体において、制度・手続の内容を事前登録する必要があります。詳細は、「ぴったりサービス操作マニュアル〈地方公共団体向け〉～サービス登録編～」を参照してください。

選挙人の利便性向上の観点から、積極的な活用を御検討願います。

3 「ぴったりサービス」の電子申請受付機能を使用せず、各地方公共団体において整備した電子申請システム（他団体と共同利用するもの等を含む。）のみでオンライン請求を実施する場合（上記1(1)のみ）も、選挙人の利便性向上を図る観点から、マイナポータルの手続検索結果からリンクを設定し、当該別システムに連携できるよう対応をお願いします（この場合は、下記4の接続基盤の用意は不要です。）。

4 なお、「ぴったりサービス」によりオンライン請求の受付を実施する場合（上記1(2)）、接続基盤の用意（L G W A N - A S P事業者や民間送達サービスとの契約及び接続）が必要となります。ただし、他の手続で既にマイナポータルを通じた電子申請を行っている団体は、改めて接続基盤を用意する必要はありません。

また、令和3年度上半期に、「ぴったりサービス」の申請データダウンロード機能が構築され、L G W A N - A S Pを経由せず、L G W A Nに接続可能な端末等を準備することで、「ぴったりサービス」の自治体側システムにL G W A N環境から直接接続し、申請データをダウンロードすることが可能となる予定です。

詳細は、「マイナポータル（ぴったりサービス）における申請データダウンロード機能のL G W A N向け公開及び今後の機能追加について」（令和2年11月20日付け各都道府県社会保障・税番号制度主管部長宛て内閣府大臣官房番号制度担当室参事官（システム総括）事務連絡）を参照してください。